

令和7年5月吉日

事業所各位

高岡金属意匠審議会
会長 山口 敏雄

新規商品の意匠登録について（ご案内）

時下、貴社には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当審議会では、意匠に関するトラブルを未然に防止するため、その登録事務を行っております。

つきましては、令和7年度の審査会を6月26日（木）に開催いたしますので、貴社において新規に開発されました商品等がございましたら、是非、登録申請いただきますようご案内申し上げます。

記

- 1 申請期限 6月10日（火）
- 2 申請方法 裏面「意匠登録申請書」に記入の上、査定料を添えて下記まで申請ください。なお、申請件数が複数の場合は、複写して使用ください。
- 3 申請先 高岡市デザイン・工芸センター（月曜日は休館）
〒939-1119 高岡市オフィスパーク5番地
TEL：62-0520 FAX：62-0521

4 登録にかかる費用

【参考】高岡金属意匠審議会意匠登録規則（抜粋）

第4条 [査定料] は、1点につき500円とする。

第8条 [権利の存続期間] 権利の存続期間は、次の区分による。

期 間	1 期	2 期	3 期
意匠 A：総合的に創作的かつ新規性が強い物	5 年間	5 年間	5 年間
意匠 B：部分的に創作的かつ進歩性が強い物	5 年間	5 年間	5 年間
伝承品	5 年間	5 年間	5 年間

第9条 [登録料] は、次の区分による。

- 一 意匠Aは、1件につき1年間 2,600円とする。
- 二 意匠Bは、1件につき1年間 2,000円とする。
- 三 伝承品は、1件につき1年間 1,000円とする。

※2期以降の登録料は半額となります。

◆高岡金属意匠審議会では、下記URLにてインターネットによる登録品の公開を行っております。ぜひご覧ください。

URL <https://www.suncenter.co.jp/takaoka/isyou/>



意匠登録申請書

高岡金属意匠審議会あて

申請者住所

TEL

FAX

申請者氏名

担当者氏名

高岡金属意匠審議会意匠登録規則第4条の規程に基づき下記のとおり査定料(1点につき500円)を添えて申請いたします。

申請内容	申請日	令和	年	月	日	
	ふりがな 品名					
	素材名					
	規格	高さ	cm	横幅	cm	奥行(直径)
原型内容	考案者					
	住所					
製品内容	完成日	令和	年	月	日	
	鋳造所	自社	市内	県内	県外	
	仕上げ所	自社	市内	県内	県外	
	着色所	自社	市内	県内	県外	
	販売価格	¥	※税込、展示札に記入する為			
特記事項						
※	査定区分	意匠 A	意匠 B	伝承品		

※受付日	令和	年	月	日	時	査定料	
------	----	---	---	---	---	-----	--

※の太枠欄を除き必要事項を記入し、査定料を添えて申請書を提出して下さい。

事務局：高岡市デザイン・工芸センター内 〒939-1119 高岡市オフィスパーク 5 番地
TEL: 62-0520 FAX: 62-0521